

食事オーダーの特別食加算チェックについて

2026.08.01 更新

1. 基本的な運用

- ・貧血食、肥満食、上部または下部消化管術後食、胃・十二指腸潰瘍食、低脂質食、低残渣食、脂質異常症食については、特別食加算の有・無の確認を行うため、食事箋のコピーを本院栄養士に提出する。

2. 特別食加算が有の条件

- ・貧血食：鉄欠乏性貧血（血中ヘモグロビン濃度 10g/dl 以下）
- ・肥満食：肥満度 70%以上又は BMI 35 以上
- ・特別食加算算定要件の病名と提供食種内容が一致している場合。

3. 食事箋

- ・本院栄養士が病名等の修正変更を行った場合は、食事箋の再発行を行い、変更前の食事箋と合わせて保管する。